年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 22 件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 15 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 32 件

国民年金関係 21 件

厚生年金関係 11 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 40 年 7 月から 41 年 3 月までの期間及び 43 年 10 月から 44 年 10 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年7月から41年3月まで

② 昭和43年10月から44年10月まで

③ 昭和 45 年 9 月

④ 昭和47年4月から同年7月まで

申立期間①については、父がA市役所において、国民年金の加入手続をし、私が昭和 41 年4月に会社に勤めるまで私の国民年金保険料を兄の分と一緒に納付していたと生前に父が言っていた。

申立期間②については、年金手帳に昭和44年4月から同年10月までの期間の検認印が押してあるので確実に納付しているし、43年10月から44年3月までの期間も間を空けずに国民年金保険料は納付してきたはずである。

申立期間③については、会社を辞めてから再就職するまでの期間で、 B区役所に国民年金の手続に行ったのを覚えているので、納付している と思う。

申立期間④については、昭和 48 年1月に当時住んでいたC町役場において、さかのぼって国民年金保険料を納付した。

申立期間①が免除期間となっていることに、申立期間②、③及び④が国民年金に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その父がA市役所において、国民年金の加入手続をし、昭和41年4月まで申立人の兄の国民年金保険料と

一緒に納付していたと生前にその父が言っていたとしているところ、申立期間①当時、申立人の実家は大規模なDであったとしている上、申立人とともにその両親と同居していた申立人の兄の申立期間①の保険料はすべて納付済みであることから、申立期間①の保険料の免除を申請する事情は見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、国民年金手帳に昭和 44 年4月から 同年 10 月までの検認印が押してあり、43 年 10 月から 44 年 3 月までの 期間もそれぞれ国民年金保険料を納付したとしているところ、国民年金 被保険者台帳(旧台帳)では、申立人の被保険者資格は、43 年 10 月 16 日にいったん喪失したこととなっており、このため、申立期間②のうち、44 年 4 月から同年 10 月までの検認印が認められる期間は、還付の対象となり、43 年 8 月及び同年 9 月の未納であった期間に第 1 回特例納付により充当され、残りの 850 円が還付された記録となっている。しかしながら、申立人は、43 年 10 月当時は実家の家業を手伝っていながら編み物教室へ通っていたと述べているほか、このころに、申立人が厚生年金保険に加入した記録も見当たらないことから、43 年 10 月に国民年金被保険者資格を喪失する理由が見当たらず、事実と異なる資格喪失手続により、43 年 10 月から 44 年 10 月までの期間が無資格期間となったものと考えられる。

また、申立人には、国民年金手帳記号番号(*)が昭和 44 年 4 月 ころ、二重に払い出されているなど、記録管理に不手際があったことが認められる。

3 申立期間③について、申立人は、会社を辞めて再就職するまでの期間で、B区役所で国民年金の資格変更手続をし、申立期間③の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人は、昭和 45 年9月に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、45 年 10 月に同資格を再取得するまでの間は被扶養配偶者であった期間であるため、オンライン記録上未加入期間とされており、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立期間③の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 申立期間④について、申立人は、昭和 48 年1月に当時住んでいた C 町の役場において、さかのぼって国民年金保険料を納付したとしている が、申立人は、47 年4月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後、 47 年8月に至って国民年金に任意加入しており、48 年1月の時点では、 申立期間④は被扶養配偶者である任意加入期間における未加入期間であるため、制度上さかのぼって保険料を納付することはできない。

また、申立人が、申立期間④の国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したこ とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年7月から41年3月までの期間及び43年10月から44年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

昭和 44 年ころ、パート仲間から国民年金のことを知らされ、今なら 35 歳だから、60 歳までにちょうど 25 年の受給資格期間になるので、年 金を受給できると考え国民年金に加入した。保険料は、いつも前納で、 A市役所 B 出張所で納付していた。国民年金を途中でやめた記憶も無い。 申立期間が、未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年ころパート仲間から国民年金のことを知らされて加入手続をし、保険料は、A市役所B出張所で前納により納付していたと申し立てているところ、オンライン記録では、申立人は 45 年1月に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間を除き保険料を納付していること、及び大半の期間の保険料は前納により納付していることから、国民年金制度に対する意識及び保険料の納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、申立人の夫の標準報酬月額等から申立人とその夫の経済状況に変化は無いことから、申立人が申立期間の任意加入被保険者資格を喪失する特段の理由は認められない。

さらに、申立期間前の昭和57年度の保険料は、特殊台帳では昭和57年4月26日に前納となっているにもかかわらず、A市の国民年金被保険者台帳では、保険料の収納日は58年4月22日の国民年金被保険者資格喪失後の同年4月26日となっており、特殊台帳の記録とA市国民年金被保険者の記録に齟齬が見受けられるなど、行政側の記録管理に不備がうか

がわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの国民年金 保険料については、追納していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和42年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月から同年7月まで

② 平成5年4月から6年3月まで

保険料免除期間について保険料納付の案内が届いたので、A社会保険事務所(当時)で納付した。そのとき、窓口でもう1件納付していない期間があるので納付してくださいと言われたので、B銀行(現在は、C銀行)D支店からお金を引き出し、A社会保険事務所に戻って同日に2度目の納付をした。申立期間が免除期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、「国民年金保険料の免除期間について保険料納付の案内が届いたので、A社会保険事務所で、用意した金で納付した際に、もう1件納付していない期間があると言われて、銀行の口座から約27万円か28万円ぐらいを引き出し、その中から保険料を納付した。」と主張するところ、オンライン記録によると、平成13年8月15日に追納(3年8月から5年3月までの期間に係る保険料)されている上、C銀行D支店の申立人の母親の口座から、同日付けで、申立期間②について13年8月15日に納付したとした場合に納付すべき金額と考えられる額以上の額である28万円が引き出されていることが確認できる。

また、申立人が納付したと主張する保険料額は、上記の保険料追納と

同じ日に追納したと仮定すると、平成 13 年度中に追納する場合の申立期間②の保険料額と大きな差異があるとは言い難い。

さらに、申立人の母親は、その娘(申立人)と一緒にA社会保険事務所に行き、娘に自分の銀行通帳か銀行カードを貸した記憶があるとしており、娘が銀行から戻ってくるまで同所で待っていて、娘が戻ってきて同所の窓口で保険料を納付するのを見ていたと証言している。

加えて、申立人は、国民年金に加入後において未納期間は無い。

2 申立期間①について、前述のとおり、平成3年8月から5年3月までの期間の保険料は13年8月15日に追納されていることが確認できるが、同記録では、同期間の追納申出は同年8月6日付けで処理され、納付期限は同年8月31日と記録されており、申立人も、当該保険料の納付時期については明確に覚えていないが、同年8月15日に納付したとの記録があるのであれば、同日に申立期間に係る保険料を納付したと思うとしていることから、申立人が納付したとする申立期間①に係る追納保険料の納付時期を同年8月15日とすると、申立期間①は、追納することができる期間(免除を受けた期間から10年以内)を過ぎている。

また、国民年金法第 94 条によると、申請免除期間の一部につき追納するときは、先に経過した月の分の保険料から順次に行うものとされているが、上記のとおり、追納記録のある期間を納付して、その後、同日に申立期間①の保険料を追納したとすると、申立期間①より後の期間の保険料を先に追納したことになる。

さらに、申立期間①及び②の追納を上記のとおり、平成 13 年 8 月 15 日に行ったとすると、申立人が主張する追納保険料額と申立期間①及び②の合計した追納保険料額には差異がみられる。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年4月から6年3月までの国民年金保険料を追納していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から8年6月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要 である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和50年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から8年6月まで

私は、会社を辞めた後の平成7年9月にA町役場で国民健康保険の加入手続をした際、国民年金にも加入させられた。国民年金保険料は、B銀行(現在は、C銀行)やA町役場の窓口で納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた後にA町役場で国民健康保険に加入した際、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人は、平成7年11月14日に国民健康保険に加入しており、国民年金手帳記号番号も同年11月に払い出されていることから、申立人が国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続をしたとする主張に信憑性が認められ、申立期間の保険料を現年度納付できるにもかかわらず未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として、月1万1,000円か1万3,000円納付した記憶があるとしているところ、実際の保険料は、申立人が主張する金額におおむね一致する。

さらに、申立期間は、10か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 5 月及び同年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和19年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: ①昭和57年5月

② 昭和57年7月

国民年金保険料を口座振替で納めてきたが、申立期間の2か月が未納となっている。残高不足になり振替できなかったというような連絡を受けた記憶は無く、毎月きちんと払っているはずであり、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間①と②の間の昭和 57 年 6 月の国民年金保険料が納付されていること、及び申立期間前後は納付済みであることがオンライン記録から確認でき、申立人の納付意欲の高さを考えると、それぞれ 1 か月と短期間である申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年8月から3年3月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を 訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和41年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成3年3月まで

A地内で働いていたが、平成3年に実家のあるB市に戻った。市役所からハガキが来たので母と一緒にC支所に行き、国民年金の加入手続を行った。その後に、それまでの未納分をどの期間か分からないが2、3年分、20万円くらいを両親に用立ててもらい、母と一緒に支所に行き払った記憶がある。未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以降、国民年金加入期間に未納期間は無く、納付 意識が高かったと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金手帳記号番号の払出状況により平成3年8月ころ払い出されたと推認できること、及び同年9月に同年4月から同年9月までの国民年金保険料が納付されていることがオンライン記録から確認できることから、この保険料納付の時点では、申立期間のうち元年8月から3年3月までの分は過年度納付が可能であり、過年度納付分と現年度分とを納付するのに必要な保険料額は申立人が納付したとする金額とおおむね一致する。

2 一方、申立期間のうち、昭和 61 年 7 月から平成元年 7 月までの期間 については、納付が開始された 3 年 9 月からすると時効により納付でき ない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形 跡もうかがわれず、同期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料 (家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに同期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年8月から3年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年1月から同年9月までの期間及び 57 年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年11月から56年9月まで

② 昭和57年7月から同年9月まで

結婚した昭和 58 年4月に夫婦とも結婚前の未納期間の国民年金保険料を納付することとし、私がA市役所(現在は、B市役所)で夫婦二人の国民年金の加入手続をした。未納期間の保険料は月々の保険料に合わせて3か月ごとに納付書により二人分まとめて納付した。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和 58 年4月に夫婦連番で払い出されている上、特殊台帳及びA市の被保険者名簿により 56 年 10 月から 57 年 6 月までの期間及び同年 10 月から 58 年 3 月までの期間の保険料が夫婦同日に過年度納付されていることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に納付したものと認められる。

また、夫婦一緒に国民年金保険料を納付したとしている申立人の妻は、 平成22年2月の第三者委員会への申立てにおいて、未納とされていた昭和56年2月から同年6月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間について、国民年金手帳記号番号が払い出された時点に過年度納付されたものとして記録訂正が必要であるとされており、申立人についても国民年金手帳記号番号払出時点で過年度納付が可能な56年1月から同年9月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の保険料を納付したとするのが自然である。 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和56年1月から同年9月までの期間及び57年7月から同年9月までの 期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成9年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月31日から同年2月1日まで

年金記録を確認したところ、株式会社Aにおいて、平成9年1月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっていたため、同月が被保険者期間となっていなかったが、同月まで厚生年金保険料を給与から控除されていた。保険料の控除が確認できる給与明細書も所持しているので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録及び給与明細書により、申立人が 株式会社Aに平成9年1月31日まで継続して勤務し、申立期間の厚生年 金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成8年12月のオンライン記録及び給与明細書における保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主 が資格喪失日を平成9年2月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事 務所(当時)がこれを同年1月31日と誤って記録するとは考え難いことか ら、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、 申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会 保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(ここでは、戦前からのA株式会社がBによる解散に伴い、昭和25年3月*日にC株式会社が設立、その後、商号変更、合併等を経て現A株式会社となっている経緯から、同年同月以前のA株式会社を旧A株式会社として区分する。以下同じ。)における資格喪失日を25年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、23年7月を600円、同年8月から同年11月までの期間を1,200円、同年12月及び24年1月を2,700円、同年2月を4,500円、同年3月及び同年4月を6,600円、同年5月から25年2月までの期間を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和23年7月31日から25年3月1日まで 軍隊から復員後の昭和20年9月に、入隊前から在籍していたA株式 会社に復職し、D業務を担当した。22年7月にBにより同社は解散と なったが、自分は旧A株式会社に残り清算事務に従事した。その後、25年3月に新設されたC株式会社に異動し、後の現在のA株式会社を57年7月に定年退職するまで一貫して勤務していた。申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険は、旧A株式会社において、同制度が開始された昭和 22 年 11 月1日を取得日とし、申立人が現A株式会社を定年退職した 57 年6月30日を離職日とする記録が存在する。

また、申立人は、現A株式会社に勤務していた昭和 48 年4月ころに、 同社の人事課に勤務していた友人に依頼して入手した人事記録の写しを提 出しており、その記録のとおり申立期間も継続して同社に勤務していたと主張しているところ、現A株式会社は、申立人について、後に合併するC株式会社に勤務した25年3月1日から57年6月30日まで正社員として勤務したことを認めているとともに、当該人事記録の25年3月以降の記録内容及び人事台帳の書式については、同社が保有している申立人の人事記録と同じ内容であり、かつ、人事台帳の書式も34年2月当時に使用されていたものと同一のものとしている上、申立人が厚生年金保険の資格を取得した19年11月から23年6月まで被保険者記録が存在していることを踏まえると、申立人は旧A株式会社に継続して勤務していたと考えるのが自然である。

なお、申立人が提出した人事記録の写しには、申立人が昭和 25 年 3 月 1 日付けで旧A株式会社から、C株式会社に異動した旨の記載があるところ、現A株式会社の回答により、22 年 7 月の E 組織の B によって旧A株式会社が解散し、その後、多数の新会社が設立された中の一つとして C 株式会社が 25 年 3 月*日に設立され、同社は 27 年 6 月*日にA株式会社と商号変更し、34 年 2 月に F 株式会社と合併の後、社名を A 株式会社に変更して現在に至っていることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人と一緒に旧A株式会社で清算事務に従事し、 C株式会社に異動した同僚(既に死亡)を挙げているが、当該同僚のオン ライン記録では、申立期間は途切れることなく、被保険者期間が継続して いることが確認できることから、C株式会社の健康保険厚生年金保険事業 所別被保険者名簿において、申立人の前後に記載のある複数の同僚につい て、旧A株式会社に係る同名簿を調べたところ、申立人の挙げた同僚を含 む4人の同僚が申立期間も継続して記録があることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、旧A株式会社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている同時期に旧A株式会社からC株式会社へ申立人と一緒に異動したとする同僚の申立期間における記録及び申立人の昭和23年6月の記録から、同年7月を600円、同年8月から同年11月までの期間を1,200円、同年12月及び24年1月を2,700円、同年2月を4,500円、同年3月及び同年4月を6,600円、同年5月から25年2月までの期間を7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、申立ての旧A株式会社は、既に消滅しており、当時の事情を確認できる役員等も見当たらず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 4148

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C支店における資格取得日に係る記録を昭和 36 年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年3月から同年9月までの期間は2万円、同年10月から39年7月までの期間は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和8年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月5日から39年8月1日まで

A株式会社に正社員として勤務していたが、昭和 36 年 3 月 5 日から 39 年 8 月 1 日までの厚生年金保険の記録が無い。その間も継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正 を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、B株式会社が提出した人事記録並びに事業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、昭和27年10月1日から平成3年7月27日までA株式会社に継続して勤務し(昭和36年3月5日に同社D支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同じA株式会社C支店に勤務し、ほぼ同年齢で、職種もE職であった同僚の記録から、昭和36年3月から同年9月までの期間は2万円、同年10月から37年9月までは2万6,000円、同年10月から39年7月までは3万円とすることが妥

当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格 の取得届が提出された場合には、その後3度の被保険者報酬月額算定基礎 届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保 険事務所(当時)が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理で は考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の取得等に係 る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭 和36年3月から39年7月までの保険料について納入の告知を行っておら ず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと 認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間②における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果、 平成16年9月から19年12月までの期間は28万円とされているところ、当 該額は厚生年金保険法第75条本文の規程に該当することから、年金額の 計算の基礎となる標準報酬月額は16年9月から17年8月までは22万円、 同年9月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは22万円、同年9月から同年12月までは24万円とされているが、申立人は、申 立期間②について16年9月から17年12月までは26万円、18年1月から19年12月までは28万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控 除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年 金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、 申立人の申立期間の標準報酬月額にかかる記録を、16年9月から17年12月までは26万円、18年1月から19年12月までは28万円とすることが必要 である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保 険料(訂正前の標準報酬月額(平成16年9月から17年8月までは22万円、 同年9月から18年8月までは24万円、同年9月から19年8月までは22万 円、同年9月から同年12月までは24万円)に基づく厚生年金保険料を除 く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人の申立期間④から⑥までにおける標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成16年7月15日に支給された賞与については23万円、18年12月26日及び19年12月21日に支給された賞与については15万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は16年7月15日は18万7,000円、18年12月26日は12万円、19年12月21日は12万5,000円とされているが、申立人は、当該期間について16年7月15日は23万円、18年12月26日は14万6,000円、19年12月21日は15万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険料の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額にかかる記録を16年7月15日に支給された賞与については23万円、18年12月26日に支給された賞与については14万6,000円、19年12月21日に支給された賞与については15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額(平成16年7月15日は18万7,000円、18年12月

26日は12万円、19年12月21日は12万5,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和28年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年10月1日から8年10月1日まで

② 平成16年9月1日から20年1月1日まで

③ 平成15年7月15日

④ 平成16年7月15日

⑤ 平成18年12月26日

⑥ 平成19年12月21日

ねんきん定期便の記録を自分が所持していた給与明細に基づき確認したところ、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額を会社が誤って届け出たために金額が違うことに気がついた。会社は訂正の届出をしてくれたが、時効により年金額に反映されない記録となっている。申立期間について会社が訂正の届出をした標準報酬月額で認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は、すべての申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について、申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額(標準賞与額)を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額(賞与額)のそれぞれに基づく標準報酬月額(標準賞与額)の範囲内であることから、これらの標準報酬月額(標準賞与額)のいずれか低い方の額を認定することとなる。
- 2 申立期間②について、申立人から提出された申立期間②に係る給与明 細書及び源泉徴収票により、申立人は、平成16年9月から17年12月まで は26万円、18年1月から19年12月まではその主張する標準報酬月額(28 万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた ことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の申立期間②に係る報酬月額の届出を社会保険事務所 (当時)に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料に ついては、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行 していないと認められる。

3 申立人から提出された申立期間④に係る一時金明細書により、申立人は、申立期間④について、その主張する標準賞与額(23万円)に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の申立期間④に係る賞与額の届出を社会保険事務所に 対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、 過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していない と認められる。

4 申立人から提出された申立期間⑤に係る一時金明細書により、申立人は、申立期間⑤について、14万6,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の申立期間⑤に係る賞与額の届出を社会保険事務所に 対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、 過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していない と認められる。

5 申立人から提出された申立期間⑥に係る一時金明細書により、申立人は、申立期間⑥について、その主張する標準賞与額(15万円)に基づく 厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の申立期間⑥に係る賞与額の届出を社会保険事務所に 対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、 過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していない と認められる。

6 申立期間①について、申立人から提出された申立期間①に係る給与明 細書により、申立人は、当該期間において、オンライン記録で確認でき る申立人の標準報酬月額の記録に見合う報酬月額を超える給与額を得て いたことは確認できるものの、保険料控除額に見合う標準報酬月額は、 オンライン記録における申立人に係る標準報酬月額と一致していること から、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わ ない。

7 申立期間③について、申立人から提出された申立期間③に係る一時金明細書において確認できる賞与額及び保険料控除額に見合う標準賞与額は、オンライン記録における申立人に係る標準賞与額と一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間①のうち、昭和20年6月1日から同年9月12日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格取得日に係る記録を同年6月1日、資格喪失日に係る記録を同年9月12日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を130円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和 20 年9月 12 日から同年 11 月 15 日までの厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B出張所における資格取得日に係る記録を同年9月 12 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 140 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 28 年2月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 29 年2月1日に訂正し、申立期間③の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間③の厚生年金保険料を納付する 義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

4 申立人は、申立期間④の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のD株式会社E出張所における資格喪失日に係る記録を昭和 29 年4月1日に訂正し、申立期間④の標準報酬月額に係る記録を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間④の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 大正6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月1日から同年11月15日まで

- ② 昭和28年1月16日から同年2月1日まで
- ③ 昭和29年1月30日から同年2月1日まで
- ④ 昭和29年3月31日から同年4月1日まで

社会保険庁(当時)の記録では、各申立期間の厚生年金保険被保険者期間の記録が無いが、昭和 15 年4月にD株式会社(後に、F株式会社、A株式会社、D株式会社と社名変更)に入社し、途中兵役についたが、復員後同社に復職し 47 年7月に在職中に死亡するまで継続して勤務した。28 年2月から 29 年1月までは、D株式会社とG社の一部門であった日社とが共同で設立したC株式会社に出向した。40 年 10 月には、D株式会社の創立記念日に勤続 25 年表彰されている。

各申立期間について、第三者委員会で調査の上、当該記録を訂正して ほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を 求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の昭和 40 年 10 月のD株式会社の創立記念日に発行された 25 年勤続表彰状(以下「25 年勤続表彰状」という。)により、申立人が申立期間①において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、I県J課における「履歴証明書」に記載された申立人の軍歴によると、申立人は、昭和19年6月15日に教育召集によりK隊に応召し、同年9月4日に召集解除、20年3月25日に臨時召集によりL隊に応召し、同年9月12日に復員したことが確認できる。

一方、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の申立期間①における厚生年金保険加入記録は確認することができない。

しかしながら、申立期間①のうち、M軍に召集されていた期間である昭和20年6月1日から同年9月12日までの期間については、当時の厚生年金保険法第59条の2により、被保険者が陸海軍に徴集又は召集された期間は、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、当該履歴証明書における復員日である昭和20年9月12日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保 険被保険者台帳における昭和 20 年5月の記録から、130 円とすること が妥当である。

他方、申立期間①のうち、昭和20年9月12日から同年11月15日までの期間については、前述の25年勤続表彰状により、申立人は、当該期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる同僚から、「自分も出征していたが、その間の厚生年金保険の加入記録がある。」との供述が得られるとともに、当該同僚は当該期間において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金 保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和 20 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、140 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る事業主による納付義務の履行については、現在D株式会社は破産手続き中であり、一度選任された破産管財人が解任されていることから確認できないこと、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事 務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連 資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、申立人の25年勤続表彰状により、申立人は、 A株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和28年2月1日 にA株式会社からC株式会社に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に おける昭和27年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、 8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

現在D株式会社は破産手続中であり、一度選任された破産管財人が解任 されていることから確認できないこと、これを確認できる関連資料及び 周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間③については、申立人の 25 年勤続表彰状により、申立人は、 D株式会社及び同社の関連会社に継続して勤務し(昭和 29 年 2 月 1 日 にC株式会社からD株式会社E出張所に異動)、申立期間③に係る厚生 年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人のC株式会社に おける昭和28年12月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、 8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 C株式会社は既に事業を廃止し事業主の所在も明らかでないこと、これ を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかで ないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事 務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び 周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

4 申立期間④については、申立人の 25 年勤続表彰状により、申立人は、 D株式会社に継続して勤務し(昭和 29 年4月1日にD株式会社E出張 所から同社N支店に異動)、申立期間④に係る厚生年金保険料を事業主 により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間④の標準報酬月額については、申立人のD株式会社E 出張所における昭和 29 年 2 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の 記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 現在D株式会社は破産手続中であり、一度選任された破産管財人が解任 されていることから確認できないが、事業主が資格喪失日を昭和 29 年 4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月 31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪 失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月 の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の 告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4153

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和29年6月1日、資格喪失日は同年9月21日であると認められることから、申立人のA事務所B部における厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万6,000円とすることが 妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年から33年まで

② 昭和35年から42年まで

③ 昭和53年4月から59年まで

社会保険庁(当時)の記録では、申立期間①のC施設、申立期間②の株式会社D、申立期間③のE有限会社(現在は、株式会社F)に勤務していた期間が厚生年金保険未加入となっているので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A事務所B部に係る厚生年金保険被保険者名簿 (以下「被保険者名簿」という。)に、生年月日(昭和6年*月*日) が異なる申立人の氏名Gと1字違いの「H」の記録が確認され、当該記 録は、29 年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年9 月21日に資格を喪失している。

また、当該事業所の前事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の生年月日は、昭和6年*月*日と記載されており、当該「H」の生年月日と一致しているところ、申立人も30年代半ばまで当該年月日だと認識していたと供述している。

さらに、上記記録は、65 歳に到達しているにもかかわらず、基礎年 金番号に統合されていないことを踏まえると、当該未統合記録となって いる被保険者記録は、申立人に係るものであると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 29 年 6 月 1 日に被保険 者資格を取得した旨の届出及び同年 9 月 21 日に被保険者資格を喪失し た旨の届出を事業主が社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ る。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る被保険者名簿における当該未統合記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和28年から29年6月1日までの期間及び同年9月21日から33年までの期間については、当該事業所に係る被保険者名簿で申立期間①に被保険者であったことが確認できた者のうち、連絡先が確認できた9人に照会し回答が得られた3人は申立人の名を記憶しておらず、当該期間の勤務状況等について確認することができなかった。

また、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

2 申立期間②について、株式会社Dは既に事業を廃止し、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間②において被保険者であり、所在の確認ができた同僚19人に照会し12人から回答が得られ、4人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、保険料の控除については供述を得ることができなかった。

また、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができない。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により 給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

3 申立期間③について、株式会社Fに照会したところ、当時の資料が保存されておらず当時の事業主が死亡していることから、申立人の申立期間③当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない上、申立期間③において被保険者であり、所在の確認ができた同僚 11 人に照会し5人から回答が得られ、3人が申立人の名前を記憶していることから、期間の特定はできないものの申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、保険料の控除については供述を得ることができなかった。

また、同僚の一人は、「パート勤務や短時間勤務の人は、社会保険に

加入させていなかった。」と供述している。

さらに、申立人の当該事業所での雇用保険の加入記録を確認することができなかった。

加えて、申立人が申立期間③において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

- 4 このほか、昭和29年6月1日から同年9月21日までを除く申立人の すべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和 29 年 6 月 1 日から同年 9 月 21 日までを除くすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主 により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案4155

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年9月18日まで

社会保険庁(当時)の記録では、昭和17年6月1日から20年9月までの労働者(厚生)年金保険料が21年12月12日に脱退手当金として支給されたこととなっているが、この脱退手当金を受給した記憶は無い。

当時は、A地の実家で農業をしており脱退手当金を請求するはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和21年12月12日に支給決定されたこととなっているとともに、申立人が勤務していた事業所に係る健康保険・労働者年金保険被保険者名簿において申立人の前後の同僚90人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、オンライン記録が確認でき、かつ、脱退手当金の受給資格を有する54人のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人を含め7人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額(242円)は、厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳に記載されている標準報酬月額及び資格期間により算定した法定支給額(173円)と著しく相違しており、その算出根拠は不明であるとともに、同僚の支給記録と比較してもその記録には不自然さが見られる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

埼玉厚生年金 事案 4156

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社AのB工場における資格取得日に係る記録を昭和39年2月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月21日から同年3月21日まで 私は、昭和31年4月に株式会社Aに入社以来、62年4月に定年退職 するまで一貫して同社に勤務してきたが、平成20年3月に送られてき たねんきん特別便により、昭和39年2月21日から同年3月20日まで の期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かった。その時期は、同社 本社から同社B工場へ転勤した時期であり、厚生年金保険料は控除され ていたと思うので、申立期間において厚生年金保険被保険者であったこ とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

労働者名簿及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し(昭和39年2月21日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書及び昭和 39 年 3 月の社会保険事務所(当時)の記録から、3 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 株式会社AのB工場における厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書 により、昭和39年3月21日に資格取得の届出を行っていることが確認 でき、事業主も株式会社AのB工場における資格取得日を誤って1か月遅れて届出したことを認めていることから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年2月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4158

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合における資格喪失日に係る記録を昭和 50 年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和29年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月31日から50年1月1日まで昭和50年1月1日付けでA組合からB株式会社C工場へ異動したが、49年12月31日付けで厚生年金保険喪失の届出が出されているため、年金記録が1か月空いてしまっている。当時の給与明細書は既に処分してしまったが、申立期間の辞令簿を提出するので、申立期間が厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社C工場の辞令簿及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A組合に継続して勤務し(昭和 50 年1月1日にA組合からB株式会社C工場へ異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和49年11月の社会保険 事務所(当時)の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が 資格喪失日を昭和 50 年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事 務所が 49 年 12 月 31 日と誤って記録することは考え難く、事業主も「お そらく資格喪失日を当時の担当者が間違えて届け出たことと思う。」とし ていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会 保険事務所は、申立人に係る同年 12 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚牛年金 事案4159

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、株式会社B)における資格取得日に係る記録を昭和41年10月21日に、資格喪失日に係る記録を同年11月20日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を2万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②のうち昭和44年1月20日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC株式会社における資格取得日に係る記録を44年1月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主(A株式会社及びC株式会社)は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月21日から同年11月20日まで

② 昭和43年10月1日から44年2月1日まで

昭和41年10月21日から同年11月20日までの厚生年金保険被保険者記録が無いが、D株式会社で継続して勤務しており、退職した記憶は無い。また、C株式会社には43年10月1日から46年11月15日まで勤務しており、資格取得日が44年2月1日となっているのはおかしい。両期間における給与明細を所持しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が所持するA株式会社の昭和41年11月 分給与支払明細書において、厚生年金保険料が控除されていることが確 認できる。

また、株式会社Bが提出した申立人に係る当時の従業員名簿並びに事

業主及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間①においてA 株式会社に勤務していたことが認められる。

さらに、複数の同僚は、D株式会社がA株式会社に吸収され、同社E営業所となったと供述しているところ、両社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚は、いずれも両社において被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①において申立人がA株式会社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与支払明細書の厚生年 金保険料控除額から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、当時の資料は保存されておらず不明と供述しているが、当該 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確 認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、社会保険事務所 (当時)において申立人の記録が失われたとは考えられない上、事業主 による申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の手続の いずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤 るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係 る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 昭和41年10月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、 申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行してい ないと認められる。

2 申立期間②については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿 に、F株式会社における資格喪失日は昭和44年1月20日、C株式会社に おける資格取得日は同年2月1日と記録されている。

しかしながら、申立人の所持するC株式会社名が印刷された昭和43年 10月分から44年1月分までの給与明細書において、厚生年金保険料が控 除されていることが確認できる。

また、C株式会社は、当時の人事回覧文書を提出し、申立人が社員として昭和44年1月6日付けで採用されたことを認めている。

一方、C株式会社は、同社名が印刷された給与明細書において厚生年金保険料が控除されていることについては、申立人が直前に勤務していたF株式会社の経営権を同社が引き受けた経緯から、何らかの雇用関係はあったにせよ、それが直接的な雇用なのか、事務引継ぎ期間であったのか不明であり、便宜上、当社の給与明細書用紙を使用した可能性もあ

る旨供述しているほか、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所 名は確認できないものの、F株式会社における厚生年金保険被保険者記 録とおおむね合致する被保険者記録が確認できる上、申立人と同時にF 株式会社からC株式会社に異動した同僚が、同社での勤務を開始したの は昭和43年10月であったと供述しているが、F株式会社における厚生年 金保険被保険者記録は申立人と同様に44年1月20日までであることを踏 まえると、申立期間②のうち43年10月1日から44年1月20日までの期間 については、同社において加入させる取扱いであったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②のうち昭和44年 1月20日から同年2月1日までの期間において、厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保 険料控除額から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、当時の記録が現存しないため不明と供述しているが、雇用保 険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業 安定所及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格取得日と記録したと は考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主 から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年1月 の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る 当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ る。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和20年1月10日から同年9月1日までの期間について、厚生年金保険の被保険者であることが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)本社(C出張所)における資格取得日に係る記録を同年1月10日、資格喪失日に係る記録を同年9月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 12 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年9月1日まで昭和19年9月1日にA株式会社に入社し、52年10月まで継続して勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。特に、20年1月から8か月間については兵役に従事したが、この期間も会社に勤務していたと認められるはずであるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和20年1月10日から同年9月1日までの期間については、D県E課から提出された軍歴資料により、同年1月10日にF軍に臨時徴集され同年9月10日に除隊していることが確認できるが、A株式会社G工場に係るH県厚生年金保険被保険者台帳により、申立人の被保険者資格取得日は同年12月19日と記録されており、申立期間における被保険者記録は確認できない。

しかしながら、上記のように、申立期間のうち昭和20年1月10日から同年9月1日までの期間についてはF軍に召集されていた期間ではあるが、事業主(B株式会社)から提出された人事記録により、申立人は、当該期間において当時のA株式会社に在籍していたことが確認できることから、当該期間において被保険者としての資格が無かったとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集され又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額免除し、被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人がF軍に臨時徴集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による時効によって消滅した保険料に係る期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきものと考えられる。

以上のことから、申立人の申立期間のうち昭和20年1月10日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の被保険者であったとすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳で確認できる昭和 20 年 12 月 19 日被保険者資格取得時の 70 円とすることが妥当である。

2 一方、申立期間のうち昭和19年9月1日から20年1月9日までの期間については、事業主(B株式会社)から提出された人事記録から、申立人は、当該期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。しかしながら、当該人事記録により、申立期間当時、申立人は、准社員(I職)であったことが確認できるところ、事業主は「准社員の取扱いについては資料が無く不明だが、当時は大学卒社員であっても入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったと聞いている」と供述している。

また、申立人の申立てどおりの届出が事業主により行われたことを確認できる関連資料が無く、事業主も当該届出を行ったかどうかは不明としている。

さらに、同僚照会については、死亡や連絡先が不明であることにより 行うことができなかった。

加えて、当該期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる 関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4162

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち昭和 48年5月を8万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生 年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を 納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月3日から平成4年12月29日まで株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、給料明細書に記載された総支給額又は保険料控除額からみた報酬額と隔たりがあるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立て ているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する 法律(以下「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定 し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源 泉控除していたと認められる厚生年金保険料及び申立人の報酬月額のそ れぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報 酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人に係る昭和 48 年 5 月の標準報酬月額については、株式会社A提出の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿で確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、8 万 6,000 円に訂正することが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和 48 年 5 月に係る厚生年金保険料の事業 主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否か 不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が申立てどおりの被保険者の標準報酬月額に係る届出を社会保険 事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関 連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 45 年 3 月 3 日から 46 年 12 月 1 日までの期間、48 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から 61 年 10 月 1 日までの期間及び 62 年 1 月 1 日から平成 4 年 12 月 29 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の株式会社 A に係る給料明細書、株式会社 A 提出の給与所得退職所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金台帳に記載の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録上の標準報酬月額を上回っているとは認められないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。
- 3 また、申立期間のうち、昭和46年12月1日から48年1月1日までの期間及び61年10月1日から62年1月1日までの期間に係る標準報酬月額については、当該期間の報酬月額及び控除保険料額に関する資料が無いほか、事業主からも保険料控除について明確な供述が得られず、このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 当該期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4165

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店(現在は、同社C支店)における資格取得日に係る記録を昭和39年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月1日から同年7月25日まで 昭和34年4月、A株式会社に入社、その後同社D支店、B支店と転 勤し、40年4月に退職するまでの6年間、継続して勤務していたが、 D支店からB支店に転勤した際の4か月について厚生年金保険被保険者 記録が無い。

転勤であり、保険料は控除されていたと思うので、年金記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人及び同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和39年2月29日に同社D支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B支店における申立人の昭和39年7月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務 を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が保管 している同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通 知書に記載された申立人の資格取得日は昭和39年7月25日であることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年3月から同年6月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4166

第1 委員会の結論

1 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成8年7月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人に係る平成8年6月の標準報酬月額は、26万円とする ことが妥当である。

2 申立人は、申立期間のうち、平成8年7月1日から同年9月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Bにおける資格取得日に係る記録を同年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月30日から同年9月11日まで 平成6年6月から現在まで、A株式会社及び株式会社Bに継続して勤務しているが、申立期間の厚生年金保険の記録が無い。その間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人提出の給料支払明細書、雇用保険の記録及び同僚の供述により、 申立人は、申立期間のうち平成8年6月30日までA株式会社に継続し て勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除され ていたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成8年6月30日と記録されているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同年7月1日に被

保険者資格を喪失した旨の記録を同年6月30日にさかのぼって訂正されているもの、及び7年10月の定時決定処理を取り消した上でさかのぼって標準報酬月額を減額訂正されているものがあり、その訂正処理は、申立人の資格喪失処理日と同日である8年8月7日に行われている。

また、商業登記簿によれば、適用事業所ではなくなった平成8年6月30日以降もA株式会社は存続しており、上記のとおり、訂正処理前には同年7月1日に資格喪失している被保険者も存在したことから、同年6月30日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められ、同日に同社が適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年6月30日 に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係 る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、 雇用保険の記録における離職日の翌日である同年7月1日と認められる。

また、平成8年6月の標準報酬月額については、申立人のA株式会社におけるオンライン記録による同年5月における標準報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

2 申立人提出の給料支払明細書、雇用保険の加入記録、株式会社Bの回答及び同僚の供述により、申立人は、申立期間のうち平成8年7月1日から同年9月11日まで同社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料 控除額から、26万円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿によると、株式会社Bは、平成8年9月 11 日に適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないが、商業登記簿によれば、同社は同年6月*日に会社設立の登記がされており、同社の回答においても、同年7月1日から申立人が同社に勤務しているとしていることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら、 社会保険事務所(当時)に適用の届出を行っていなかったと認められる ことから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行してい ないと認められる。

埼玉厚生年金 事案 4167

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和39年2月29日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、38年9月から39年1月までの標準報酬月額については、2万円とすることが必要である。
- 2 申立人は、申立期間①のうち昭和39年2月29日から同年3月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB株式会社における資格取得日に係る記録を同年2月29日とし、同年2月の標準報酬月額に係る記録を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①のうち昭和 39 年 2 月の厚 生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月29日から39年3月1日まで

② 昭和42年2月11日から同年3月1日まで

申立期間について、A株式会社の社員であったが、申立期間①はC株式会社のD事業場、申立期間②は同社のE事業場に派遣されていた。A株式会社は、B株式会社、F株式会社と社名が変わったが、同一の会社であり、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和38年9月29日から39年2月29日までの期間 について、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、事業所名は不明 であるものの、資格取得日が36年7月3日、離職日が42年2月12日 の記録があり、申立人が申立期間①も申立事業所に勤務していたことが 推認できるが、事業所の事業所別被保険者名簿では、38 年 9 月 29 日に 厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人を含む39人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録が、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日である昭和39年2月29日から38年9月29日に5か月遡及して訂正されていることが確認できる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿に、当該訂正処理が行われた 39 人に係る昭和 38 年 10 月の定時決定記録が記載されていることから、かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立てに係る申立人の資格喪失日は、事業主が当初社会保険事務所(当時)に届け出た記録から、昭和 39 年 2 月 29 日であると認められる。

なお、昭和38年9月から39年1月までの標準報酬月額については、 申立人の当該事業所に係る事業所別被保険者名簿における訂正前の記録 から、2万円とすることが妥当である。

2 申立期間①のうち昭和39年2月29日から同年3月1日までの期間について、申立人の雇用保険の被保険者記録及びB株式会社の同僚の給与明細書により、申立人は、当該期間も同社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和 39 年 2 月の標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る事業所別被保険者名簿における同年 3 月の記録から、 2 万 8,000 円とすることが妥当である。

一方、適用事業所名簿の記録によれば、B株式会社は申立期間①のうち昭和39年2月29日については厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、商業登記簿によれば、同社は34年3月に設立されており、オンライン記録によれば、同社が厚生年金保険の適用事業所になった39年3月1日に被保険者資格を取得した者が申立人を含め16人いる上、当時の同僚は、同年2月末において、同社の社員が5人以上いたと思うとしていることから、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主は不明としているが、事業主は、申立人の申立期間①のうち昭和 39 年2月において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の同年2月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間②について、B株式会社は、商業登記簿によれば昭和 42 年 2月*日に解散し、適用事業所名簿によれば、同年同月 22 日に厚生年 金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間②の一部は厚生年金保 険の適用事業所ではない上、同社の元事業主は、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者名簿等の資料及び当時の保険料控除を確認できる 関連資料 (賃金台帳等) は無いとしており、申立人の申立期間②に係る 勤務実態及び厚生年金保険料の控除について供述を得られない。

また、F株式会社では、申立人の当時の勤務実態を確認できる労働者 名簿等の資料及び当時の保険料控除を確認できる関連資料(賃金台帳 等)は無いとしており、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年 金保険料の控除について供述を得られない。

さらに、申立期間②の大部分について、申立人の雇用保険の被保険者 記録は無い。

加えて、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年7月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和43年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年7月から平成元年3月まで

私は、20歳から60歳まで国民年金に加入する制度があることを知っていた。しかし、申立期間当時はまだ学生であったので、母に相談したところ、母が昭和63年*月にA市役所B支所において私の国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料の納付については、母が納付書を用いて同支所において納付してくれた。その後2回引っ越しをしたこともあり、私の日記や母が記載していた家計簿もその都度処分してしまっており、申立期間当時の国民年金保険料額についての記憶も無いが、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付をA市役所B支所において行ったとしているが、その母は申立期間当時の保険料額の記憶は無く、加入手続及び納付状況について、具体的な証言を得ることはできなかった上、申立人自身は国民年金の加入及び保険料の納付に関与しておらず、納付状況等は不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。 さらに、申立人は、申立期間当時学生で申立期間は任意加入期間であり、 オンライン記録上は未加入期間となっていることから、国民年金保険料を 納付できない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したこと をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から 10 年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から10年3月まで

平成4年ころ、私は、当時居住していたA区又は実家のあるB市(現在は、C市)で国民年金に加入した。その加入手続は、私又は父が、A区役所の出張所又はB市役所(現在は、C市役所)で行った。申立期間の国民年金保険料は、国民年金加入後の数か月間は父が納付し、その後の1年間から2年間については、A区役所の出張所で私が納付していた。その後の保険料は納付しなかった。申立期間のうち私が納付した期間の保険料額は1か月あたり1万500円又は1万1,500円程度だったと記憶している。また、申立期間はA区でD店に勤務しており、同僚と一緒に保険料を納付していた記憶もある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年ころに申立人又はその父が、A区役所の出張所又はB市役所で国民年金の加入手続を行い、加入後数か月間はその父が、その後の1年間から2年間は申立人が国民年金保険料を納付し、当該期間については当時の勤務先の同僚と一緒に納付していた記憶があるとしているが、申立人は、申立人又はその父のどちらが申立人の国民年金の加入手続を行ったか、また、その後の保険料納付についての記憶が明確でない上、その父から申立人の国民年金加入手続及び保険料の納付について証言を得ることはできず、申立人の加入手続状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成 10 年 7 月 27 日に付番され、5 年 3 月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、その基礎年金

番号付番時点では、申立期間のうち、同年3月から8年6月までは、時効により納付することができない期間であり、同年7月から10年3月まではさかのぼって納付できる期間となるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付した記憶は無いとしている上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が付番された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時一緒に納付していた記憶があるとしている申立人の当時の勤務先の同僚は、平成22年4月14日に基礎年金番号が付番され、5年1月にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しているところ、オンライン記録によると申立期間に係る国民年金保険料は未納となっており、その同僚に別の国民年金手帳記号番号が付番された形跡も見当たらないことから、当時その同僚が保険料を納付していた形跡はうかがえず、申立人は申立期間の一部の期間の保険料を、その同僚と一緒に納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から62年3月まで

私は、A社会保険事務所(当時)の職員に2度ほど国民年金保険料の納付状況を問い合わせているが、2度とも「未納は無い。」との回答を得ている。また、申立期間の保険料は、私がB地の銀行で納付した記憶もあるので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、B地の銀行で納付したとしているが、申立人は、申立期間の国民年金に関し、保険料額や納付方法等に関する記憶が曖昧である上、居住地であるC町で国民年金の加入手続を行い、保険料の納付は、以前住んでいたD区の銀行で納付していたとの主張も不自然である。

また、申立人の所持する年金手帳には、申立期間直前の昭和 61 年 5 月まで厚生年金保険に加入していた記載及び申立期間直後の 62 年 4 月から国民年金第 3 号被保険者としての記載があるが、申立期間に関しては記載が無いことから、申立期間は未加入期間であったと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付したことをうかがわせ る周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 50 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から50年2月まで

申立期間については、自営業(Aの販売)をしていたので国民年金に加入していたはずである。保険料の納付については、B銀行C支店(現在は、D銀行E支店)の行員が売上などの集金に来てくれたので、その際に納付したと記憶しており、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間には自営業(Aの販売)をしていたので国民年金に加入していたはずであると主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続をした時期や申立期間のころの保険料額などに関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは、昭和 52 年 3月 28 日であり、その時点では、申立期間の国民年金保険料のうち 46 年 1 月から 49 年 12 月までは時効により納付できない期間であり、50 年 1 月及び同年 2 月はさかのぼって納付する期間となるが、申立人には、さかのぼって納付したことに関する記憶が曖昧である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 11 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から59年4月まで

勤めていた会社が昭和 58 年 11 月に倒産したので、新しい会社に就職した。その会社は、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったので、その会社の総務担当者から国民年金への加入を勧められたこともあり、倒産した会社から新しい会社に一緒に移った同僚とともにA社会保険事務所(当時)に行き、国民年金の加入手続を行った。保険料はその場で納付した記憶があるが、その後は月々納付書が送られてきたので、郵便局やB銀行(現在は、C銀行)でも納付した。申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 11 月に会社倒産後、近所に住む同僚と一緒にA社会保険事務所に行き、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をその場で納付するとともに、その後は月々納付していたと申し立てているが、申立人と一緒に保険料を納付したとするその同僚とは現在音信不通のため事情を聴くことはできない上、その同僚の 58 年 11 月から 59 年 4 月までの期間は、申立人と同様に未加入期間となっていることから、申立内容と符合しない。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない上、オンライン記録によると、申立期間は、申立人が昭和 58 年 11 月 22 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、59 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得するまでの未加入期間であり、制度上国民年金保険料の納付はできなかった期間となっている。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から61年3月まで

昭和 58 年8月に会社を退職後、A市役所で私の国民年金の加入手続を行った。61 年 11 月に別の会社に入社し厚生年金保険に加入するまで、自分の国民年金保険料をB銀行(現在は、C銀行)等で毎月納付していた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年8月に会社退職後、A市役所で国民年金の加入手続を行い、B銀行等で自分の保険料を毎月納付していたと申し立てているが、保険料納付に関する申立人の記憶は曖昧であり、納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年10月7日にその元夫と連番で払い出され、申立期間前後のその元夫と申立人の年金記録は符合しており、その元夫とは55年ころから別居していたとしているが離婚するまで住民票上の住所は一緒であるところ、申立期間はその元夫も未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月及び同年3月

私は、夫婦二人分の国民年金保険料を同一口座により口座振替で納付していた。申立期間の保険料について、一緒に口座振替していた夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料は未納となっている。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を同一口座により口座振替で納付していたと主張しているが、申立人の所持する預金通帳によると、申立期間を含む平成9年4月から10年3月までの12か月間に、夫婦合計の保険料24か月分について各1回計24回振替されていなければならないところ、22回しか振替されておらず、申立人の申立期間に係る2回(2か月分)の保険料が振替された形跡が無い。

また、これについて、A市は、当月振替日に残高不足により振替できなかった場合は、次回振替日以降に一括して振替していたとしているところ、申立人の口座振替のための預金通帳の当年度最後の振替日である平成 10年3月 25 日において残高は 4,800 円となっており、申立期間の保険料 2万 5,600 円 (10年2月及び同年3月分)を下回っていることから、口座振替ができなかったものと考えられる。

さらに、A市は、当年度最後の3月分振替日に振替できなかった国民年金保険料がある場合は、納付書を発行していたとしているが、納付書により保険料を納付したことに関する申立人の記憶は曖昧である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から54年3月まで

私は、結婚後専業主婦になった際に、夫から厚生年金保険から国民年金への切替えについて説明を受けた。夫がA市に転勤になった昭和52年3月から同年4月ころ、B市役所に転入届を提出した際に、国民年金に加入し、保険料も納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 52 年3月から同年4月ころに、B市役所で国民年金に加入し、保険料も納付したと申し立てているが、申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録(1)」には、「初めて被保険者となった日」欄には「昭和 54 年 4 月 16 日」とゴム印が押されており、「被保険者の種別」欄には①の記載があることから、申立人は、54 年 4 月 16 日に国民年金に任意加入したと推認され、加入時点においては、任意加入期間である申立期間の国民年金保険料は制度上さかのぼって納付できない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 54 年4月ころに払い出されたことが推認でき、申立人の所持する年金手帳に記載されている「初めて被保険者となった日」と同一時期である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年3月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年3月まで

私は、学生の国民年金加入が義務化された平成3年4月に大学4年生になったが、収入がなく国民年金保険料を納付するのは不可能であったので、母が父と相談し、保険料を納付していてくれたはずである。 申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月ころ、申立人の母が国民年金の加入手続をし、 その後国民年金保険料もその母が納付したとしているが、申立人は申立期間の国民年金の加入手続、保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてくれたとする申立人の母も申立期間の保険料納付についての記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の供述によれば、申立人に交付された年金手帳は、A株式会社に平成4年4月1日に入社した時の手帳1冊のみであるとしており、当該手帳には厚生年金保険記号番号が記載されているものの、申立期間に国民年金に加入したことを示す記載はみられない上、申立人に、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

埼玉国民年金 事案 3619 (事案 681 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年9月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から58年4月まで

昭和57年8月に会社を退職し、58年4月まで求職活動をしていた。 57年9月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る保 険料も同市役所に納付していたので、納付記録が無いことに納得できな い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料が見当たらないこと、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことが確認できないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成20年9月19日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料及び事情は無いとしており、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 3620 (事案 898 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

申立期間については、初回の国民年金保険料を納付した昭和 46 年 5 月にA郵便局(現在は、B郵便局)で一括納付したので、未納期間とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

今回の申立期間を含む前回申立期間(期間は、昭和 38 年 10 月から 46 年 3 月まで)については、郵便局職員から勧められて国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金加入記録及び国民年金保険料の納付記録を把握できない郵便局の職員が、個別に国民年金保険料の納付額を案内できたと考えることは困難であることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 24 日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、新たな資料は無いとしており、また、申立期間の保険料は国民年金手帳と現金を持参して郵便局で一括納付したが、納付書は用いていないと主張しているところ、日本年金機構C事務センターでは、申立期間当時、郵便局で保険料を納付する際は納付書が必要であるとしているなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな事情を得ることはできなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 12 月から 46 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 12 月から 46 年 12 月まで

昭和45年12月ころ、結婚に伴いA町(現在は、B市)に転居し国民年金保険料を納付していた。1年くらいして、C市に転居したが、C市でも保険料を納付していると思う。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料については、郵便局又は銀行で納付書により毎月納付していたと主張しているが、当時のA町の広報紙には、納付書による保険料徴収が開始されたのは申立期間の途中の昭和46年4月分からであり、当該月前までは印紙検認方式であった旨の記載がある上、A町及びC市において申立期間中に発行された広報紙(A町の広報紙は46年2月発行、C市の広報紙は同年6月発行)には、保険料は3か月分ずつの徴収であるとの記載があるほか、申立人が納付したとする保険料額も当時の保険料額と差異がある。

また、申立人提出の2冊の国民年金手帳(昭和 42 年4月1日発行、47年1月 12 日発行)及び国民年金被保険者台帳(特殊台帳)の記載によると、申立人は、40年11月8日に強制加入被保険者の資格を喪失し、47年1月31日に任意加入被保険者の資格を取得しており、現在払い出されている国民年金手帳記号番号のほかに同記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、任意加入被保険者は遡及して保険料を納付することはできないこ

とから、前述の国民年金手帳等に記載の任意加入時(昭和 47 年 1 月 31 日)には、申立期間の保険料を納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに納付の事実をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 11 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から57年6月まで

私は、母が生前、国民年金は大事だから私がやっておくから安心しな さいと言っていたので、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付して くれたと思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたと主張しているが、その母は既に他界しており、申立人も保険料の納付などを母に任せていたので分からないとしているなど、加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が、申立期間当時、国民年金に加入している可能性について、国民年金手帳記号番号払出検索システム及び氏名検索などにより調査を行ったが、申立人が加入手続を行った形跡はうかがわれず、申立期間当時、申立人が居住していたA市及びB市(現在は、C市)は、いずれもD社会保険事務所(当時)が所管していたため、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年3月30日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された昭和58年3月30日以外に国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらず、同払出し後の59年10月29日に57年7月から同年9月までの保険料を過年度納付しており、当該時点で申立期間の保険料は時効により納付できない上、51年11月から57年3月までの期間は未加入期間となっているため、制度上も納付できない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和25年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45年2月から47年3月まで

申立期間当時は大学生であったが、20歳になった昭和45年*月ころ、母が私の国民年金の加入手続をA市役所でしてくれ保険料も納付してくれていた。そのころ母から国民年金に入ったことを聞きオレンジ色の年金手帳を見た記憶もある。

母が私の将来のためにと加入してくれた国民年金が未加入であるとの 回答に納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和45年*月ころ申立人の母がA市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料も納付してくれたと主張しているが、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、その母は既に他界しているため加入手続等の状況が不明である上、申立人はオレンジ色の年金手帳を見た記憶があるとしているが、オレンジ色の年金手帳は49年11月ころから使用されており、申立人の主張は符合しない。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を平成 18 年 7 月 1 日に取得しており、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを 示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年9月から58年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年9月から58年4月まで

昭和54年8月に結婚し同年*月に20歳になったのでA町役場に行き、 国民年金の加入手続をして保険料は毎月役場の窓口で納付した。領収書 の代わりに年金手帳のマス目に長方形のスタンプを押してもらったこと を覚えている。

確かに 20 歳のときから納付していたにもかかわらず未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場の窓口で納付し領収証の代わりに年金手帳に領収スタンプを押してもらったと申述しているが、A町では申立期間当時、既に印紙検認方式による保険料納付は行われておらず、納付書方式であったとしており、申立人の主張に齟齬がみられる。

また、申立人は、昭和 54 年*月ころA町役場において国民年金の加入手続をして保険料は毎月役場の窓口で納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 58 年 5 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳により申立人は国民年金被保険者資格を同月 10 日に取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり国民年金保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年6月から同年12月までの期間、41年9月及び44年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年6月から同年12月まで

② 昭和41年9月

③ 昭和44年8月から46年3月まで

ねんきん特別便で、未納期間があることが分かった。私は、昭和36年6月ころA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料は市役所で印紙を購入し年金手帳に貼付した記憶がある。その後B地に出て来て、C技術を習得し、将来はその技術を生かして一人で生活していくつもりでいたので老後のための年金には注意し、会社を辞めれば国民年金に加入してきた。少なくとも申立期間③のように長期間未納でいることは考えられない。A市で加入手続をしたときに年金手帳を交付されたことについては覚えていないが、D区役所で手続を行ったときに現在所持している手帳に交換されたように記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年6月ころA市役所で国民年金の加入手続をし、現在所持する国民年金手帳は、D区役所においてA市で交付された手帳と交換されたものとしているが、申立人は、当初はA市役所E出張所で加入手続を行ったとの申述を変更させている上、D区に在住時には納付書で納付したとするのみで、印紙検認による納付を覚えておらず、国民年金手帳の交換についてもD区役所に出向いた記憶も無いとするなど、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶は曖昧であり、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情を得られなかった。

また、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は昭和46年5月ころD 区在住時に払い出され、払出時点からすると申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間③は過年度納付が可能な期間であるが、申立人は、さかのぼって保険料を納付したことはないとしている上、36年当時申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された可能性について、国民年金手帳記号番号の払出検索システムによる調査及び氏名検索により申立人に係る国民年金手帳記号番号の検索を行ったが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 46 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から46年8月まで

結婚してすぐのころ、夫は国民年金に加入していたが、私は国民年金に未加入だった。その後A地の区長さんが何度か自宅を訪れて加入を勧め、「舅」から夫に嫁を国民年金に加入するようにと言ってもらったので国民年金に加入できた。昭和 45 年か 46 年ころと思うが区長さんから保険料の未納があると言われ一括納付した記憶がある。 姑 からは自分の小遣いをためて保険料を納付するようにと言われていたので、嫁に来てから貯めていた小遣いの中から 5,000 円から1万円ほどをまとめて現金で納付した。私が一括して納付した期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年か 46 年ころ国民年金保険料を一括納付し、その後はその夫と一緒に保険料を納付したとしているが、国民年金の加入手続をした時期やまとめて納付した保険料の期間、納付した時期などについての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料納付をうかがわせる事情を得られなかった。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は前後の記号番号の払出状況から 昭和 48 年9月ころに払い出されたと推認でき、その時点では申立期間は 時効により納付できない期間である。

さらに、特殊台帳により昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認でき、当該期間の納付に要する保険料額は9,450円であることから、このことと混同している可能性も否定できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料が納付さ れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和53年7月

昭和 53 年7月ころにA社を退職した。退職時に書類を渡され、「いついつまでに年金の手続をやるように。」と言われたので、B区役所で国民年金の加入手続をし、同日に失業保険の手続も行った。区役所職員に会社から渡された書類一式を見せて年金の期間に空白が出ないようにしてほしいと頼み、教えてもらいながら手続書類を書いた。手続時に区役所の窓口で保険料を納付したような気がする。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後に市役所で「年金期間に空白がないように。」と頼み手続をしたとしているが、申立期間や申立期間直後の昭和 53 年8月及び同年9月の保険料納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も見当たらない。

また、C公共職業安定所の記録により申立人の離職日が昭和 53 年7月 31 日であることが確認でき、離職日からするとB区役所において申立人の国民年金被保険者資格取得日を 53 年8月1日として事務処理が行われたことに不自然な点はみられず、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付できない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は、「20歳になったら国民年金には入らなければダメよ。」と母から強く勧められ、20歳になったときに母に国民年金の加入手続をしてもらった。母が「*月中に手続に行って来る。」と言っていたのを覚えているので、昭和49年*月ころに加入手続をしたのだと思う。保険料は毎月生活費と一緒に母に渡して母に納付してもらった。加入手続や保険料納付は、すべて母に任せていたので、私は何も具体的なことは知らず、その母も既に亡くなっている。当時母がせっせと保険料納付に行ってくれていたことは覚えている。

申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付はその母が行っていたので、加入手続や保険料納付の詳細は分からないとしており、その母も既に他界していることから、加入手続及び保険料納付の状況は不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 51 年 11 月 30 日に払い出されていることが前後の記号番号の払出状況から推認でき、この時点からすると申立期間の一部は時効により保険料を納付できず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年9月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和37年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年9月から60年3月まで

昭和 58 年3月に短期大学を卒業したあと同年8月までアルバイトをしていたが、同年9月から父の会社に就職したときに国民年金に加入した。父と一緒に加入手続のためA区役所B出張所へ行ったときに、窓口で「さかのぼって国民年金保険料を納めることができます。」と言われた。当時、学生は保険料を免除されると勘違いをしており、卒業後の分を納付すればよいと思っていたが、20 歳になった時から納めなければならないことを言われた。さかのぼった保険料の額は10何万か20何万円かくらいだったように思うが、まとまったお金を用意できなかったので、その場で父と相談の上、さかのぼった保険料の納付をあきらめたことを記憶している。申立期間の保険料は、半年ごとの納付書で毎月B出張所へ行き、父と兄の分を預かり一緒に納めていた。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年9月に国民年金の加入手続をしたとしているが、 申立人の国民年金手帳記号番号は 60 年5月ころに払い出されており、払 出時点では申立期間の国民年金保険料を過年度納付することができたが、 申立人は加入時点でさかのぼって保険料を納付しなかったとしている上、 60 年5月時点で過年度納付することのできる保険料額は、申立人がさか のぼって納付するのに必要な保険料額として窓口で説明を受けたとする金 額とおおむね一致している。

また、申立人は、申立期間当時、半年ごとの納付書により毎月国民年金保険料を納付したとしているが、A区によると同様式の納付書が発行され

たのは昭和61年10月からであることなど、申立内容は当時の状況と符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年1月から平成2年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年1月から平成2年11月まで

申立期間当時、国民年金保険料は納めていなかったが、平成2年 11 月か同年 12 月ころに社会保険事務所(当時)から、未納分の保険料を一括で納付するよう連絡があった。後日書類が届いたので、元妻が保険料を一括で納付した。郵便貯金から 14 万円を下ろし、2年か3年ころに 10 万円から 20 万円くらいを納付したように思う。申立期間について、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付はその元妻が行っていたと申し立てているが、保険料を納付していたとする元妻は、申立期間当時のことは覚えていないとしている上、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として14万円を郵便貯金から下ろしたとしているが、申立人の元妻は、国民年金手帳記号番号が払い出された平成3年1月ころに昭和63年10月までさかのぼって保険料を納付していることが推認でき、さかのぼって納付するために必要な保険料額は、申立期間の保険料として郵便貯金から下ろしたとする額とおおむね一致していることから、元妻の自身の保険料納付と混同している可能性も否定できない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情はうかがわれず、申立期間は国民年金に未加入であるため、制度上国民年金保険料を納付することができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年12月1日から36年2月28日まで

A社会保険事務所(当時)に行き、自分の年金記録を確認したところ、株式会社BのC工場の厚生年金保険被保険者期間は脱退手当金として支給済みとのことだった。納得がいかなかったので調査を依頼したところ、D社会保険事務所(当時)に聞いた方が良いと言われたので、再度同所に調査を依頼したが、回答が無いので、申立てをすることにした。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る事業所を昭和 36 年 2 月に退職した後、国民年金及び厚生年金保険への加入歴が無く、平成 6 年 8 月 22 日に脱退手当金の支給決定が行われた当時、受給しない明確な意思を有していたとは考え難い。

また、受給権が発生しない申立人が脱退手当金を請求することに不自然さはうかがえない。

さらに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても請求及び受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和22年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月ころから44年8月ころまで

(A社)

② 昭和45年1月ころから同年10月ころまで

(B株式会社)

③ 昭和52年5月ころから57年5月ころまで

(C株式会社)

社会保険庁(当時)の記録では、申立期間①から③までについて、勤務していた各社の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

間違いなく勤務していたので、厚生年金保険被保険者としての記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、D地に存在したA社に勤務していた としている。

しかし、健康保険厚生年金保険適用事業所索引簿によると、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、申立人が記憶している当該事業所の所在地におけるE業者の登録を行うF自治体及びG省においても、当該事業所の業者登録の記録は確認できない。

また、申立人が記憶している当該事業所における当時の同僚等についても所在が不明であり、申立人の申立期間①に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は確認できない。

2 申立期間②について、申立人は、H地に存在したB株式会社に勤務していたとしているところ、法人登記簿謄本から、申立人が記憶している

当時の同社の代表取締役及び所在地が確認できたため、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、B株式会社は、厚生年金保険の適用事業所となっておらず、 代表取締役は既に死亡しており、当時の事業所の状況を確認することが できない。

また、申立人が記憶している同僚についても所在が不明であり、申立 人の申立期間②に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除をうかがわせ る関連資料等は確認できない。

3 申立期間③について、申立人は、I地に存在していたC株式会社に勤務していたとしているところ、法人登記簿謄本から、申立人が記憶している当時の同社の代表取締役及び所在地が確認できたため、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、C株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間③より後の昭和58年8月1日であったことが、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できる上、同名簿は健康保険の整理番号順に管理されており、申立人の氏名は確認できない。

また、当時の代表取締役も、同事業所において同日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、申立期間③当時は、厚生年金保険の被保険者記録は無い。

さらに、当時の代表取締役は、当時の資料については既に残っておらず、申立期間③当時の状況については確認できないとしている。

加えて、申立人が記憶している当時の同僚からも、当時の状況について確認できない。

- 4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 5 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年 金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和6年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月25日から39年1月26日まで 昭和36年7月25日から39年1月26日まで株式会社Aの系列店であ る株式会社Bに勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記 録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認め てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、株式会社Aの系列店である株式会社Bに 勤務していたとしているところ、雇用保険の被保険者記録及び当時の複数 の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、株式会社 Bが厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 39 年 3 月 1 日である ことが確認できる上、当時の同僚一人は、「申立期間当時に同社に勤務し ていた間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している。

また、事業主は申立てに係る照会について、当時の資料が無く不明と回答しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたこと を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。 埼玉厚生年金 事案 4146 (事案 1092 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成4年11月1日から6年9月30日まで株式会社Aに勤務した期間のうち、平成4年11月1日から6年9月30日までの標準報酬月額が、実際の給料の額より低い額に訂正されている。そのため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、オンライン記録により、申立人の標準報酬月額は、平成6年2月1日付けで4年11月の随時改定及び5年10月の定時決定がさかのぼって取り消され、4年11月から6年9月までの23か月について、53万円を9万8,000円に訂正されていることが確認できるものの、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役である申立人は、会社の業務としてなされた当該行為については責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されないとして、既に当委員会の決定に基づく21年6月22日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、前回の審議結果に納得できないと再度申し立てているが、当委員会で再度審議した結果、新たな資料や情報が得られず、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は無いことから、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年4月ころから25年9月20日まで

② 昭和25年11月29日から26年1月3日まで

ねんきん特別便によると、申立期間が船員保険の被保険者期間となっていない。昭和24年から27年までは、Aが発生し、4年間続いた。私は、24年4月ころから32年1月までの約8年間を、B組織所属のC船(D船、E国船籍)にF地からG職として乗船していた。この乗船していた被保険者期間が誤っているので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、C船に乗船していたと主張しているところ、当時の船員保険被保険者台帳から連絡先が確認できる複数の同僚に対して照会し、一人から回答があり、その同僚は「申立人は、外国船籍に乗船していたのではないか。」と供述しているものの、具体的な船名等を覚えておらず、申立人の勤務実態を確認することができなかった。

また、申立人に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者期間については、H事務所を船舶所有者として、昭和25年9月21日から同年11月28日までの期間及び26年1月4日から32年1月24日までの期間が確認でき、オンライン記録の内容と一致している。

さらに、申立人に係る船員保険被保険者台帳(旧台帳)においても、同様の期間が被保険者期間となっていることが確認でき、申立期間の記録は無い。

加えて、申立人が供述しているC船が、船員保険の対象となる日本の船会社所有の日本船籍であるのか、又はA後の一時期、I会が管理していた

Jからの貸与船であるのかについて、当時のG事務所の記録を管理しているK局及び日本船籍を管理するL運輸局に照会したが、当該船舶を確認することができない。これらを踏まえると、申立人の供述のとおり、当該船舶はE国船籍であったと考えられ、申立期間について、外国船籍の船舶に申立人が雇用されたと考えるのが自然である。

なお、Aの発生は、昭和 25 年 6 月*日であることから、申立期間①の一部期間については、申立理由によってB組織のD船に乗船するとは考えられず、また、H事務所が船員保険の適用事業所となったのは 24 年 7 月 27 日である。

このほか、申立人は船員手帳を所持しておらず、申立てに係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 21 年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月21日から52年4月1日まで ねんきん特別便で、A株式会社の厚生年金保険の加入期間が途切れて いることを知った。途中で辞めた記憶は無いので、調査して申立期間を 被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人が昭和51年9月21日に資格を喪失し、52年4月1日に資格を再取得していることが確認でき、雇用保険の加入記録においても、申立人は、同一事業所で51年8月20日に離職した後、52年4月1日に再加入していることが確認できる。

また、雇用保険の加入記録には、昭和 51 年 8 月 20 日の離職に伴い、 「離職票交付済み」の記載がある。

さらに、当該事業所の元事業主は、「申立人は、申立期間当時完全歩合制の給与支払で厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述している。加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年ごろから31年ごろまで

申立期間当時、A地にあったB株式会社に勤務した。兄も同社に勤めており厚生年金保険の担当で、私はC業務を行っていた。厚生年金保険の加入記録が無いので、調査して申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に同社において被保険者であった者で、照会可能であった同僚4人に照会したところ、全員から回答を得られ、うち二人は申立人を正社員であったと回答しているが、ほかの二人は正社員として勤務していたかは不明としている。

また、申立人及び同僚が当時の厚生年金保険の事務担当者であったとし、申立人が申立期間に厚生年金保険に加入しているとの話を聞いたとする申立人の兄は平成21年10月に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、適用事業所名簿から、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年4月1日、適用事業所でなくなったのは、29年11月30日と記録されており、同年12月1日以降の期間については適用事業所としての記録は確認できない上、商業登記簿謄本によれば、当該事業所については30年8月*日に解散しており、当時の事業主は既に死亡しているため申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人

の名前は無く、健康保険証の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 4157 (事案 2380 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から37年5月ころまで 昭和33年4月1日に集団就職でA地にあったB社に入社した。住み 込みで休みなく働き、1年後にはC職になった。学校からのあっせんな ので社会保険にはすべて加入していたはずである。申立期間について再 度調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和33年4月1日から37年4月までの期間に係る申 立てについては、i) B社は39年3月18日に厚生年金保険の適用事業所 ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡し関係資料も無いことから、 供述等を得ることができなかったこと、ii) 申立人の厚生年金保険の適用 について同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得るこ とができなかった上、供述をした同僚についても入社後3か月から3年後 に社会保険に加入となっており、当該事業所における健康保険厚生年金保 険への加入について事業主は入社した者を一律に取り扱っていなかったも のと推認できること、iii)健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に おいて、申立人の氏名は記録されておらず、健康保険被保険者番号に欠落 は無く、訂正及び改ざんされた形跡は見当たらないこと、iv)厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書 等の資料は無いこと、及びv)このほか、申立期間における雇用保険被保 険者記録は確認できない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関 連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づ き、平成22年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が 行われている。

また、申立期間のうち、昭和37年4月から同年5月ころまでの期間に ついては、i)申立人はD社に勤務していたと申し立てていたところ、当 該事業所があったとされる地区のE業組合に照会した結果、当該事業所は F地に所在する株式会社Gであると推認できたものの、当該事業所は既に 廃業し別事業を営んでいる後継者(当時の事業主の孫)に照会するも、事 業主は既に死亡し関係資料は保存されていないとの供述を得たこと、 ii) 事業所名簿を確認したが当該事業所の適用記録は確認できなかった上、当 時の事業主については厚生年金保険被保険者としての記録は確認できなか ったこと、iii) 当該事業所はE業であり、当該期間当時は厚生年金保険の 強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できること、 iv) 申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、申立てに係る照会 を行うことができないこと、及び v) このほか、申立期間における雇用保 険被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険料の控除について確認で きる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定 に基づき、平成22年1月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする 通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てを行うにあたって、前回の申立ての際にはD 社に勤務していたと主張していた昭和 37 年4月から同年5月ころまでの 期間についてもB社に勤務していたと主張を変更しており、その理由につ いて「記憶が定かでなく、記入の誤りであった。」と説明しているものの、 新たな資料等の提出はなかった。

また、今回の再申立ての審議に当たり、新たに連絡先が判明した同僚及び前回の申立ての審議の際に照会したものの回答のなかった同僚について再度照会をし、一人から回答を得たが、申立人のことについて「はっきり覚えていない。」と回答しており、記録訂正につながる情報は得られなかった。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情や、厚生年金保険料の控除について確認できる新たな関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和19年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から49年3月31日まで 昭和47年4月1日から49年3月31日までA株式会社においてパートタイマーとして勤務し、B作業に従事したが、厚生年金保険の被保険 者期間とされていない。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認 めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、A株式会社における業務内容及び所在地についての供述から、 期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかが える。

しかし、当時の総務給与担当者は、当時の給与明細書は手書きであり、 申立人のように氏名に特徴のある者が2年間にわたり継続勤務していたの であれば、氏名を記憶していないとは考え難いと供述している上、アルバ イト、パートタイマーの厚生年金保険への加入については任意としていた 時期もあったと供述している。

また、同社は当時の資料は保存しておらず、申立人の同社における勤務 については不明と回答している上、事業主及び当時の総務担当取締役は、 申立人を記憶していないと供述している。

さらに、申立期間の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の記録は見当たらず、整理番号に欠落も無いことから、申立人の厚生年金保険への加入を確認することはできなかった。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間において国民年金の被保険者としての記録が確認できる上、申立期間における国民年金保険料は納付済みとなっている記録が確認できる。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録が無く、申立 人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されてい たことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年9月1日まで 昭和50年4月にA施設(その後、B施設に改称)にC職として着任、 52年8月末まで勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が 無い。

当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A施設を経営していたD社における申立人の雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述により、申立人が申立期間においてA施設に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、E団では、申立人は、D社が経営していたF施設において、昭和50年4月1日に資格取得、52年9月1日に資格喪失のG共済加入記録(退職一時金を全額受給済み)があるとしており、同加入期間は申立期間と一致する。

なお、同僚からは、同僚の妻もD社が経営する施設に勤務していたが、 年金はD社経営の施設でG共済に加入していたとの供述が得られた。

また、D社では、申立期間当時、経営していた複数の施設の職員については、同法人においてまとめて厚生年金保険に加入させていたが、申立期間当時の厚生年金保険適用関係資料は保存しておらず、申立人の厚生年金保険加入等は不明としている。

さらに、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から49年4月1日まで 昭和46年4月、高校卒業後すぐにA株式会社に入社したが、厚生年 金保険被保険者資格取得日が49年4月1日となっている。納得できな いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚から、申立人が、申立期間当時、A株式会社に勤務していたとの供述は得られたものの、複数の同僚から、申立人は当初臨時雇いだった思うとの供述がある上、当時は試用期間があり試用期間終了後に正社員になり厚生年金保険に加入したと供述している同僚は、入社したとする日から厚生年金保険被保険者となった日まで数か月を要していることが確認でき、また、ほかの同僚からは、正社員でない者は厚生年金保険に加入していなかったとの供述も得られた。

また、A株式会社では、当時の厚生年金保険関係資料を保存しておらず、申立人の被保険者資格取得及び保険料控除については不明としている上、同僚からも申立人の保険料の事業主による給与からの控除について供述を得られない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。